

## 10.11 景 觀



## 10.11 景 観

### 10.11.1 調 査

#### (1) 調査内容

##### ① 景観資源の状況

調査項目は、自然的景観資源の位置、種類、規模、特徴等とした。

##### ② 主要な眺望地点の状況

調査項目は、不特定多数の人が利用する眺望地点の位置、利用状況、眺望特性とした。

##### ③ 主要な眺望景観

調査項目は、主要な眺望地点における主な眺望の方向、眺望の構成要素の状況（山並み、富士山、工作物、水田及び畑地等の耕作地等）とした。

##### ④ その他の予測・評価に必要な事項

調査項目は、地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況とした。

#### (2) 調査方法

##### ① 既存資料調査

景観資源の位置、種類、規模、特徴等については、「景観資源データベースシステム」等を整理した。

主要な眺望地点の位置（計画地からの距離や方角）及び利用状況については、観光パンフレット等を整理した。

地域の景観特性、地形・地質、史跡・文化財、土地利用の状況の調査は、「土地分類基本調査 地形分類図 川越」、「川島町の文化財一覧」、「埼玉県土地利用基本計画図 3-2」等を整理した。

##### ② 現地調査

###### ア. 景観資源の状況

現地踏査により、眺望の対象となっている景観資源の状況を把握するとともに、景観写真の撮影を行った。

###### イ. 主要な眺望地点の状況

現地踏査により、主要な眺望地点の利用状況、眺望特性を把握した。

###### ウ. 主要な眺望景観

主要な眺望地点から景観写真の撮影を行うとともに、眺望の構成要素の状況、計画地の見え方等を整理した。

### (3) 調査地域・地点

#### ① 既存資料調査

調査地域は、計画地周辺地域 1km 程度の範囲を目安とした。

#### ② 現地調査

##### ア. 景観資源の状況

計画地内とした。

##### イ. 主要な眺望地点の状況及び主要な眺望景観

計画地の周辺は平坦な地形を呈しており、計画地を可視できる地域はひらけた耕作地、歩道、公園や眺望の良い建築物、計画地の近隣地域に限られる。また、計画地の北側には、圏央道及び既存の建築物により計画地方向の眺望が広範囲で遮られていることから、調査地域は計画地敷地境界から約 1km 程度の範囲を目安とし、調査地点は、図 10.11.1-1 に示す 14 地点とした。

なお、現地調査により約 1km の範囲に隣接し景観の眺望地点が位置する場合は、適宜範囲を広げた。

### (4) 調査期間・頻度

#### ① 既存資料調査

既存資料調査の調査期間・頻度は、入手可能な最新年とした。

#### ② 現地調査

##### ア. 主要な眺望景観

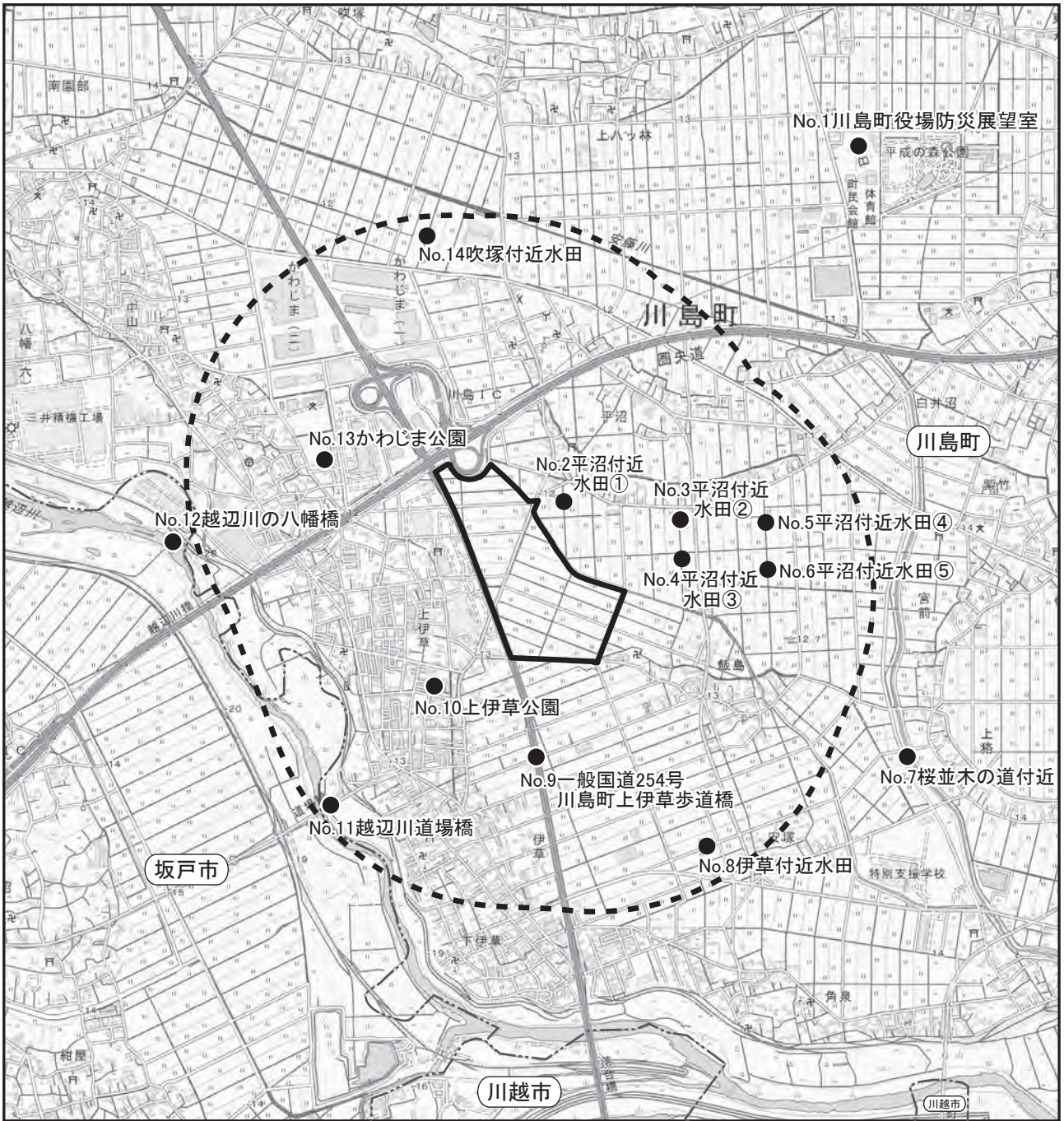
調査時期は、以下に示すとおりとした。

夏季: 令和 3 年 8 月 19 日





秋季: 令和 3 年 10 月 15 日、11 月 14 日・19 日

冬季: 令和 4 年 2 月 6 日・7 日・16 日

春季: 令和 4 年 4 月 2 日・6 日、5 月 18 日



凡例

-  : 計画地
-  : 市町界
-  : 調査範囲(敷地境界から1km)
-  : 景観調査地点

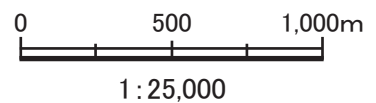


図10.11.1-1 景観の現地調査地点

(5) 調査結果

① 景観資源の状況

ア. 既存資料調査

「第3章 3.2 3.2.6(1)② 景観資源の状況」参照。

イ. 現地調査

計画地内の主要な景観資源としては、計画地内を広く占める耕作地(水田)があげられる(写真 10.11.1-1 参照)。



写真 10.11.1-1 景観資源の状況

② 主要な眺望地点の状況

ア. 既存資料調査

「第3章 3.2 3.2.6(1)③ 主要眺望点の分布状況」参照。

イ. 現地調査

主要な眺望地点の計画地からの方角と距離、利用状況及び眺望特性は表 10.11.1-1(1)～(2)に示すとおりである。

表 10.11.1-1(1) 主要な眺望地点の利用状況及び眺望特性

No.	調査地点	方角・距離	利用状況及び眺望特性
1	川島町役場防災展望室	北東 約 1,885m	川島町役場 4 階の防災展望室で、不特定多数の人の利用がある。 計画地方面は開けており、富士山や他の周辺の山々が眺望できるほか、耕作地や周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
2	平沼付近水田①	東 約 105m	川島町平沼に位置する水田の農道で、通行等の地域住民等の利用がある。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、計画地方面は開けており、富士山が眺望できるほか、耕作地や周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
3	平沼付近水田②	東 約 340m	川島町平沼に位置する水田の農道で、通行等の地域住民等の利用がある。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、計画地方面は開けており、富士山が眺望できるほか、耕作地や周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
4	平沼付近水田③	東 約 265m	川島町平沼に位置する水田の農道で、通行等の地域住民等の利用がある。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、計画地方面は開けており、富士山が眺望できるほか、耕作地や周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
5	平沼付近水田④	東 約 635m	川島町平沼に位置する水田の農道で、通行等の地域住民等の利用がある。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、計画地方面は開けており、富士山が眺望できるほか、耕作地や周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
6	平沼付近水田⑤	東 約 580m	川島町平沼に位置する水田の農道で、通行等の地域住民等の利用がある。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、計画地方面は開けており、富士山が眺望できるほか、耕作地や周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
7	桜並木の道付近	南東 約 1,295m	安藤川に沿って桜が植えられており、通行等の地域住民等の利用や春になると桜の見物客が河川敷に訪れている。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、計画地方面は開けており、耕作地や安藤川沿いの樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
8	伊草付近水田	南南東 約 860m	川島町伊草に位置する水田の農道で、通行等の地域住民等の利用がある。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、計画地方面は開けており、周辺の山々が眺望できるほか、耕作地や周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
9	一般国道 254 号線川島町上伊草歩道橋	南 約 355m	一般国道 254 号線の歩道橋で、道路を渡る地域住民等の利用がある。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、計画地方面は開けており、周辺の山々が眺望できるほか、耕作地や一般国道 254 号線沿いの草本等の緑により季節変化が見られる。
10	上伊草公園	南西 約 320m	川島町上伊草に位置する公園でベンチ、トイレ、遊具等が設置されており、地域住民に利用されている。 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、公園内の樹木や草本等の緑により季節変化が見られる。

注) 距離は、各地点と計画地敷地境界の最短距離。

表 10.11.1-1(2) 主要な眺望地点の利用状況及び眺望特性

No.	調査地点	方角・距離	利用状況及び眺望特性
11	越辺川道場橋	南西 約 885m	越辺川に架かる橋梁で、主に坂戸市と川島町を行き来する地域住民等の利用や車の往来で利用されている。本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
12	越辺川八幡橋	西 約 860m	越辺川に架かる沈下橋で、坂戸市と川島町を行き来する地域住民の利用、越辺川で釣りを行う人々の利用があったが、現在は通行止めとなっている。 <sup>*</sup> 本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、越辺川沿いの樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。
13	かわじま公園	北西 約 455m	川島インター産業団地内の公園でベンチやトイレ等が設置されており、地域住民に利用されている。本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、公園内の樹木や草本等の緑により季節変化が見られる。
14	吹塚付近水田	北 約 925m	川島町吹塚に位置する水田の農道で、通行等の地域住民等の利用がある。本地点から計画地方面の眺望を主体とした利用はないが、耕作地や周辺の樹木、草本等の緑により季節変化が見られる。

注) 1. 距離は、各地点と計画地敷地境界の最短距離。

2. ※: 八幡橋については、経年による老朽化と損傷が著しい状態であることから撤去が決定している。なお、撤去工事は、令和7年までに完了する予定である(坂戸市ホームページ)。

### ③ 主要な眺望景観

#### ア. 現地調査

主要な眺望景観の状況は、表 10.11.1-2(1)～(2)及び写真 10.11.1-2～10.11.1-15 に示すとおりである。

表 10.11.1-2(1) 主要な眺望景観の状況

No.	主要な眺望地点	眺望の構成要素状況	計画地の見え方
1	川島町役場防災展望室	川島町役場の駐車場及び耕作地が見え、その奥に市街地が広がっている。また、快晴時には遠方に富士山をはじめとした山々が眺望できる。	建物等により計画地の地盤は見えない。計画地内の耕作地等は、周辺の耕作地等と同化しており特定は難しい。
2	平沼付近水田①	前面に耕作地が見え、その奥に市街地が広がっている。また、快晴時には遠方面角中央付近に富士山、右側にその他の山々が眺望できる。	計画地内の建物や耕作地が見える。
3	平沼付近水田②	前面に耕作地が見え、その奥に市街地が広がっている。また、快晴時には遠方面角中央左に富士山、右側にその他の山々が眺望できる。	計画地の地盤は見えないが、計画地内の建物や耕作地が見える。
4	平沼付近水田③	前面に耕作地が見え、その奥に市街地が広がっている。また、快晴時には遠方面角左に富士山、中央にその他の山々が眺望できる。	計画地の地盤は見えないが、計画地内の建物や耕作地が見える。
5	平沼付近水田④	前面に耕作地が見え、その奥に市街地が広がっている。また、快晴時には画角左端遠方に富士山、中央にその他の山々が眺望できる。	計画地の地盤は見えないが、計画地内の建物や耕作地が見える。

注) 平沼水田付近①～④は知事意見や住民意見を踏まえ、水田地帯が消失することによる景観への影響や富士山をはじめとした山々の眺望状況への影響を調査・予測・評価するため、耕作地(平沼付近水田)からの距離と方向を考慮し、複数地点調査地点を設定した。

表 10.11.1-2(2) 主要な眺望景観の状況

No.	主要な眺望地点	眺望の構成要素状況	計画地の見え方
6	平沼付近水田⑤	前面に耕作地が見え、その奥に市街地が広がっている。また、快晴時には画角左端遠方に富士山、中央にその他の山々が眺望できる。	計画地の地盤は見えないが、計画地内の建物や耕作地が見える。
7	桜並木の道付近	道路や安藤川沿いの樹木が見えその奥に耕作地や市街地が見える。	建物等により計画地の地盤は見えない。計画地内の耕作地等は、周辺の耕作地等と同化しており特定は難しい。
8	伊草付近水田	前面に耕作地が見え、その奥に市街地が広がっている。また、快晴時には遠方にわずかに周辺の山々が眺望できる。	計画地の地盤は見えないが、計画地内の樹木が見える。
9	一般国道 254 号線川島町上伊草歩道橋	道路や耕作地が見えその奥に市街地が広がっている。また、快晴時には遠方に周辺の山々が眺望できる。	計画地内の建物や耕作地が見える。
10	上伊草公園	前面に公園内のグラウンドが見え、その奥に周辺の保育園や住宅が見える。	建物等により計画地の地盤や計画地内の建物及び耕作地は見えない。
11	越辺川道場橋	前面に道場橋が見え、その奥に越辺川の河川敷及び市街地が見える。	樹木や建物等により計画地の地盤や計画地内の建物及び耕作地は見えない。
12	越辺川八幡橋	前面に越辺川が見え、その奥に越辺川の河川敷及び周辺の企業の建物が見える。	樹木や建物等により計画地の地盤や計画地内の建物及び耕作地は見えない。
13	かわじま公園	前面に公園内のグラウンドが見え、その奥に周辺の企業の建物が見える。	樹木や建物等により計画地の地盤や計画地内の建物及び耕作地は見えない。
14	吹塚付近水田	前面に耕作地が見え、その奥に市街地が広がっている。	建物等により計画地の地盤や計画地内の建物及び耕作地は見えない。

注) 平沼付近水田⑤、伊草付近水田及び吹塚付近水田は知事意見や住民意見を踏まえ、水田地帯が消失することによる景観への影響や富士山をはじめとした山々の眺望状況への影響を調査・予測・評価するため、耕作地(水田)からの距離と方向を考慮し、調査地点を設定した。



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-2(1) 主要な眺望景観の状況(No.1川島町役場防災展望室)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-2(2) 主要な眺望景観の状況(No.1川島町役場防災展望室)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-3(1) 主要な眺望景観の状況(No.2平沼付近水田①)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-3(2) 主要な眺望景観の状況(No.2平沼付近水田①)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-4(1) 主要な眺望景観の状況(No.3平沼付近水田②)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-4(2) 主要な眺望景観の状況(No.3平沼付近水田②)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-5(1) 主要な眺望景観の状況(No.4平沼付近水田③)



〈現況(冬)〉

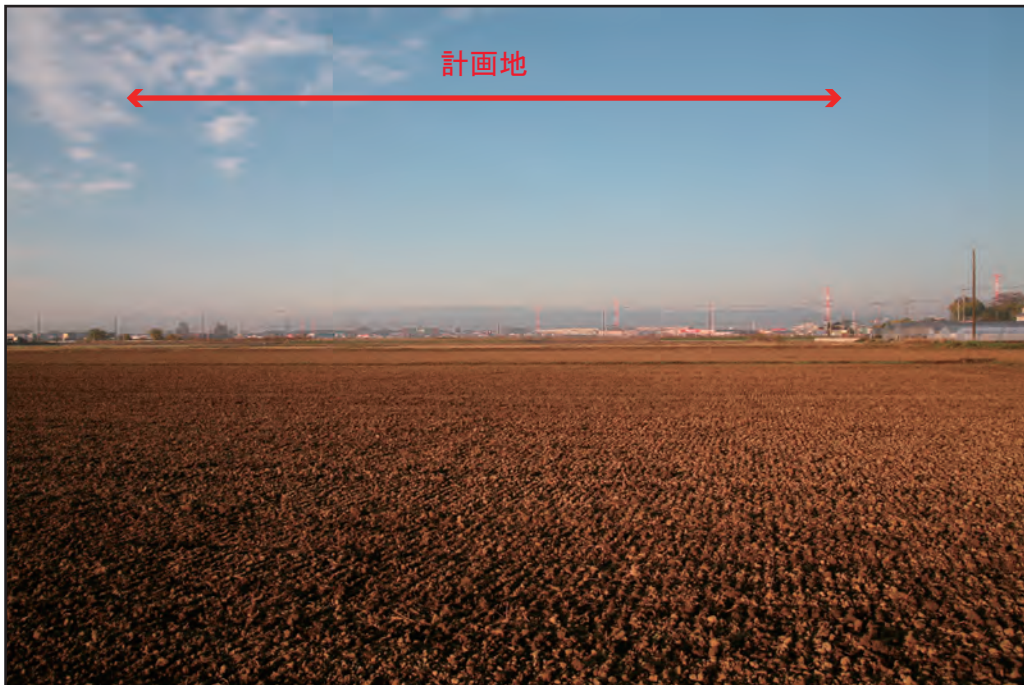


〈現況(春)〉

写真10.11.1-5(2) 主要な眺望景観の状況(No.4平沼付近水田③)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-6(1) 主要な眺望景観の状況(No.5平沼付近水田④)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-6(2) 主要な眺望景観の状況(No.5平沼付近水田④)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-7(1) 主要な眺望景観の状況(No.6平沼付近水田⑤)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-7(2) 主要な眺望景観の状況(No.6平沼付近水田⑤)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-8(1) 主要な眺望景観の状況(No.7桜並木の道付近)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-8(2) 主要な眺望景観の状況(No.7桜並木の道付近)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-9(1) 主要な眺望景観の状況(No.8伊草付近水田)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-9(2) 主要な眺望景観の状況(No.8伊草付近水田)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-10(1) 主要な眺望景観の状況(No.9一般国道254号川島町上伊草歩道橋)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-10(2) 主要な眺望景観の状況(No.9一般国道254号川島町上井草歩道橋)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-11(1) 主要な眺望景観の状況(No.10上伊草公園)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-11(2) 主要な眺望景観の状況(No.10上伊草公園)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-12(1) 主要な眺望景観の状況(No.11越辺川道場橋)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-12(2) 主要な眺望景観の状況(No.11越辺川道場橋)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-13(1) 主要な眺望景観の状況(No.12越辺川八幡橋)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-13(2) 主要な眺望景観の状況(No.12越辺川八幡橋)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-14(1) 主要な眺望景観の状況(No.13かわじま公園)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-14(2) 主要な眺望景観の状況(No.13かわじま公園)



〈現況(夏)〉



〈現況(秋)〉

写真10.11.1-15(1) 主要な眺望景観の状況(No.14吹塚付近水田)



〈現況(冬)〉



〈現況(春)〉

写真10.11.1-15(2) 主要な眺望景観の状況(No.14吹塚付近水田)

④ その他の予測・評価に必要な事項

ア. 地域の景観特性

「第3章 3.2 3.2.6(1)① 地域景観の状況」参照。

イ. 地形・地質

「第3章 3.2 3.2.4 地形及び地質の状況」参照。

ウ. 史跡・文化財

「第3章 3.2 3.2.7 文化財その他の生活環境の状況」参照。

エ. 土地利用の状況

「第3章 3.1 3.1.2 土地利用の状況」参照。

## 10.11.2 予 測

### (1) 予測内容

#### ① 景観資源

予測項目は、自然的景観資源の消滅のおそれの有無または改変の程度とした。

#### ② 眺望景観

予測項目は、造成地の存在及び施設の存在による眺望景観の変化の程度とした。

### (2) 予測方法

#### ① 景観資源

本事業の計画と景観資源の調査結果との重ね合わせにより予測を行った。

#### ② 眺望景観

フォトモンタージュを作成し、現況写真と比較する方法により予測を行った。

### (3) 調査地域・地点

予測地域・地点は、現地調査の調査地域・地点と同様とした。

### (4) 予測時期等

予測時期は、供用後の各進出企業の施設完成後（植栽が安定した時期）とした。

### (5) 予測条件

進出企業の建築計画は、「第2章 2.6 2.6.2 (2)建築計画」に示したとおりである。

進出企業の建物外壁の色の設定は、工場、流通施設、事務所等に一般的に用いられている白及びベージュを基調とした配色を設定した。

### (6) 予測結果

#### ① 景観資源

本事業では、計画地のほぼ全域を造成することから、現在の計画地内の主要な景観構成要素である耕作地（水田）は全て消失するが、周辺には同様な耕作地（水田）は引き続き維持される。造成後には、計画地内の進出企業の建物が新たな景観資源になると予測する。

また、計画地内には公園や各区画の敷地境界には緑地帯を設けることから、新たに緑地景観が計画地内には創出されると予測する。

#### ② 眺望景観

主要な眺望景観の変化の程度は、表 10.11.2-1(1)～(2)及び写真 10.11.2-1～14 に示すとおりである。

表 10.11.2-1(1) 主要な眺望景観の変化の程度

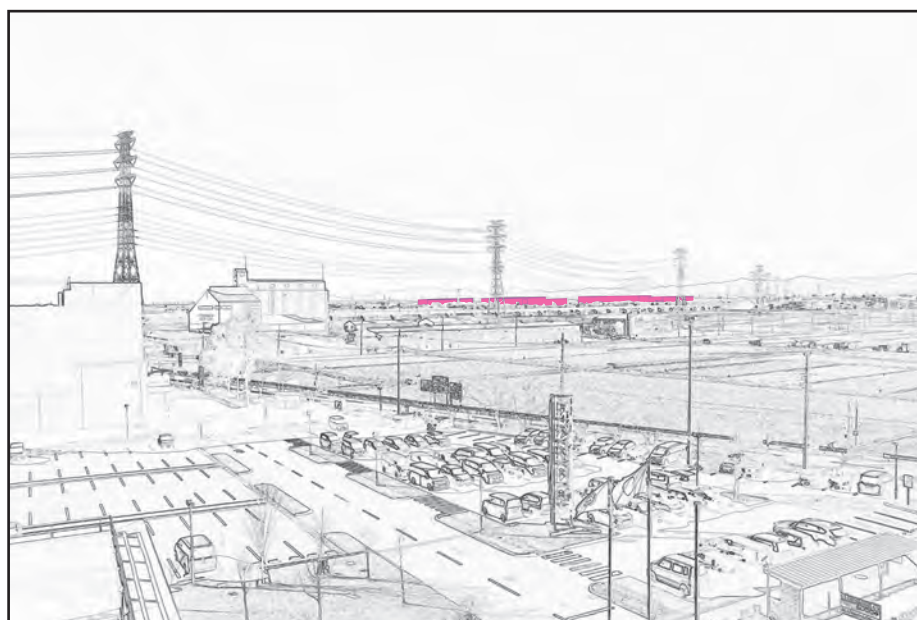
No.	調査地点	眺望の変化
1	川島町役場防災展望室	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現するが、視野に占める割合は小さく、スカイラインへの影響や周辺の日々及び富士山の眺望状況の変化はなく、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p>
2	平沼付近水田①	<p>供用時には、計画地に最も近い東側約105mの平沼付近水田①、東側約340mの平沼付近水田②、東側約265mの平沼付近水田③については、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し富士山をはじめとした山々が眺望できなくなる。</p>
3	平沼付近水田②	<p>そのため、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。また、周辺民家等の距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。</p>
4	平沼付近水田③	<p>これにより、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</p>
5	平沼付近水田④	<p>供用時には、計画地東側約580～635mの平沼付近水田④～⑤については、供用前と同様に富士山を眺望でき、周辺の山々についても計画建物の背後等に部分的に眺望できる。</p>
6	平沼付近水田⑤	<p>そのため、平沼付近水田地域としては、一部範囲からは富士山をはじめとした山々が眺望できなくなるものの、平沼付近水田③より東側の広い範囲からは富士山をはじめとした山々を現況と同様に眺望でき計画地周辺の耕作地(平沼付近水田)からの景観は維持できるものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p> <p>したがって、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和も図られるものと予測する。</p>
7	桜並木の道付近	<p>供用時には、地点周辺の草木等の背後に進出企業の建物の一部が可視されるのみで、大半が前面の草木等により遮蔽される。視野に占める割合は小さいことから、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p>
8	伊草付近水田	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p> <p>したがって、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</p>
9	一般国道254号線川島町上伊草歩道橋	<p>供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p> <p>したがって、建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。</p>
10	上伊草公園	<p>供用時には、住宅等の背後に進出企業の建物の一部が可視されるのみで、大半が前面の住宅等により遮蔽される。視野に占める割合は小さいことから、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。</p> <p>また、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。</p>

表 10.11.2-1(2) 主要な眺望景観の変化の程度

No.	調査地点	眺望の変化
11	越辺川道場橋	供用時には、視野の正面に進出企業の計画建物が複数出現し変化が生じるが、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。したがって、周辺環境との調和が図られるものと予測する。
12	越辺川八幡橋	供用時には、視野の正面の土手や企業の建物等の建物により遮蔽され、進出企業の計画建物は視認されないことから、本地点における眺望景観の変化はないものと予測する。
13	かわじま公園	供用時には、視野の正面の樹林や企業の建物等の建物により遮蔽され、進出企業の計画建物は視認されないことから、本地点における眺望景観の変化はないものと予測する。
14	吹塚付近水田	供用時には、高速道路等の背後に進出企業の建物の一部が可視されるのみで、大半が前面の高速道路等により遮蔽される。視野に占める割合は小さいことから、本地点における眺望景観の変化は小さいものと予測する。 また、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導していく。

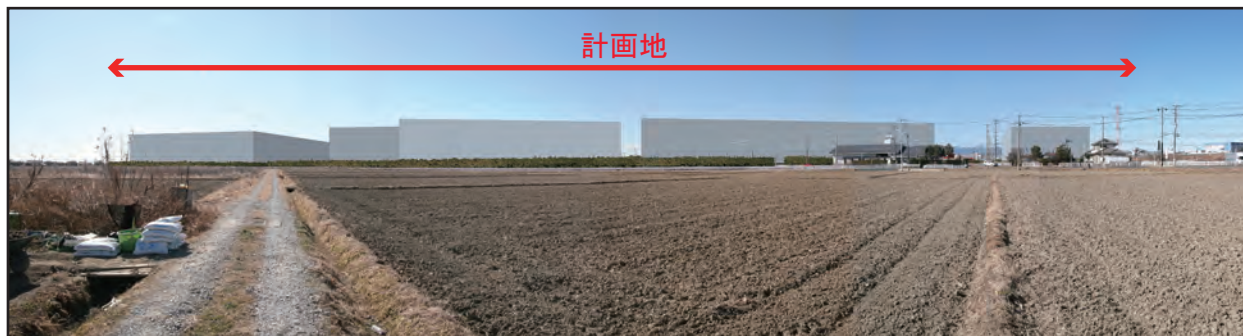


〈予測(冬)〉



■ :計画地内の建物

写真10.11.2-1 眺望点No.1(川島町役場防災展望室)

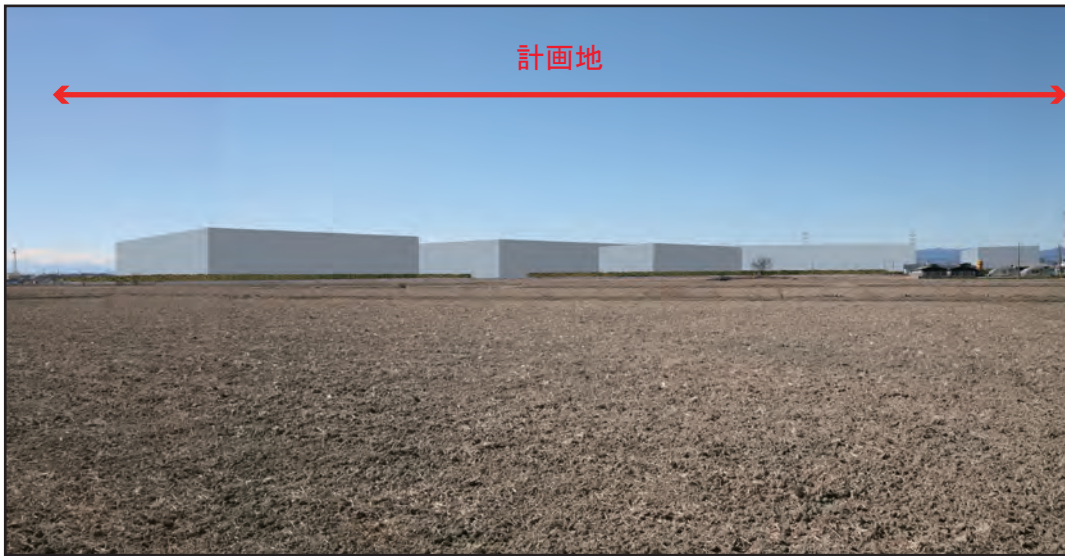


〈予測(冬)〉



■ : 計画地内の建物

写真10.11.2-2 眺望点No.2(平沼付近水田①)

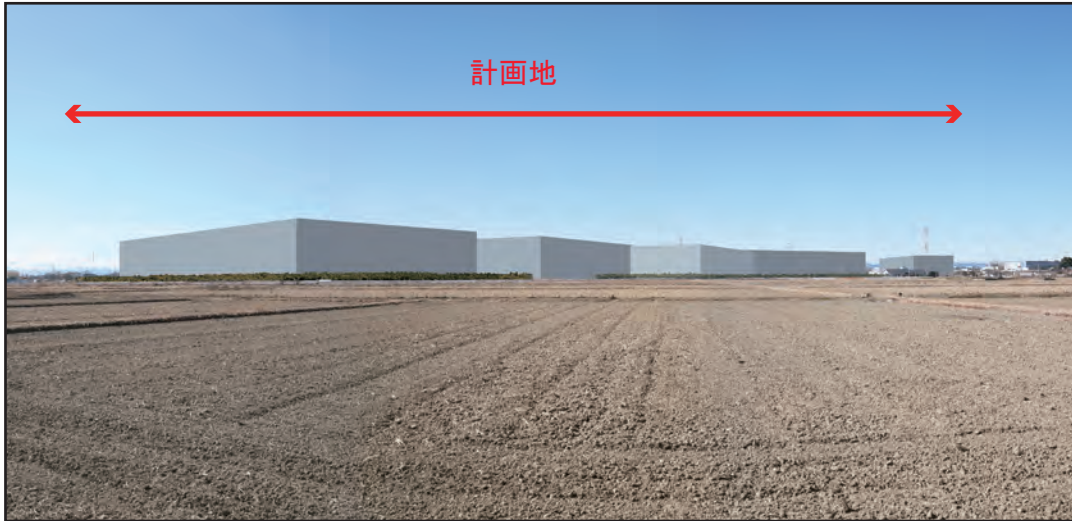


〈予測(冬)〉

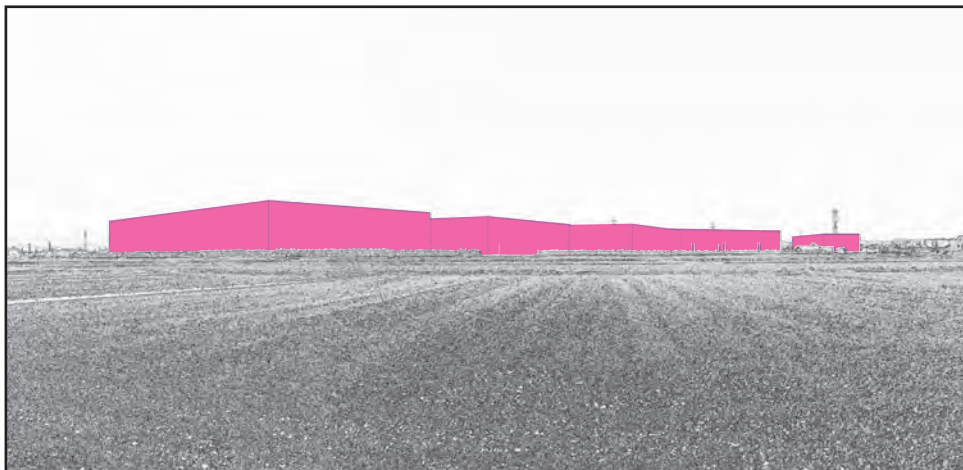


 : 計画地内の建物

写真10.11.2-3 眺望点No.3(平沼付近水田②)

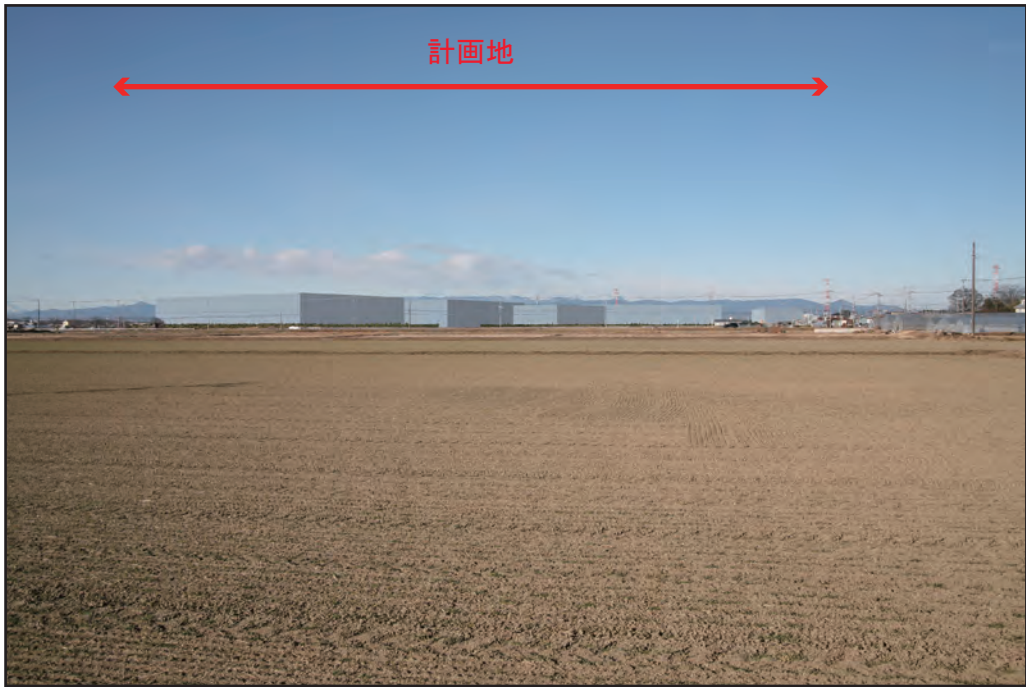


〈予測(冬)〉



■ : 計画地内の建物

写真10.11.2-4 眺望点No.4(平沼付近水田③)

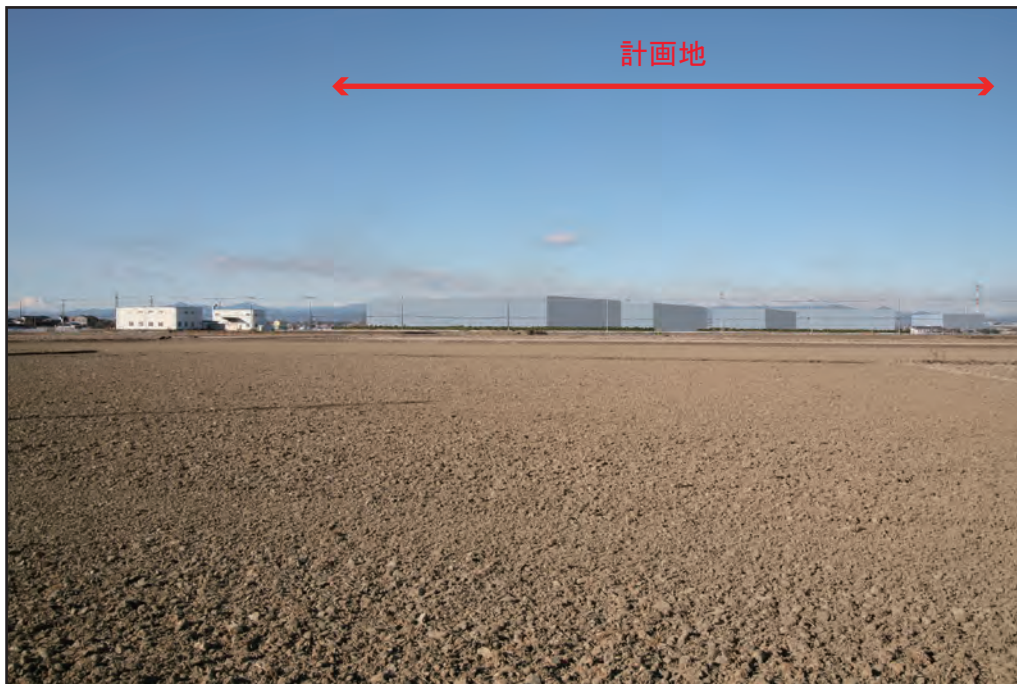


〈予測(冬)〉

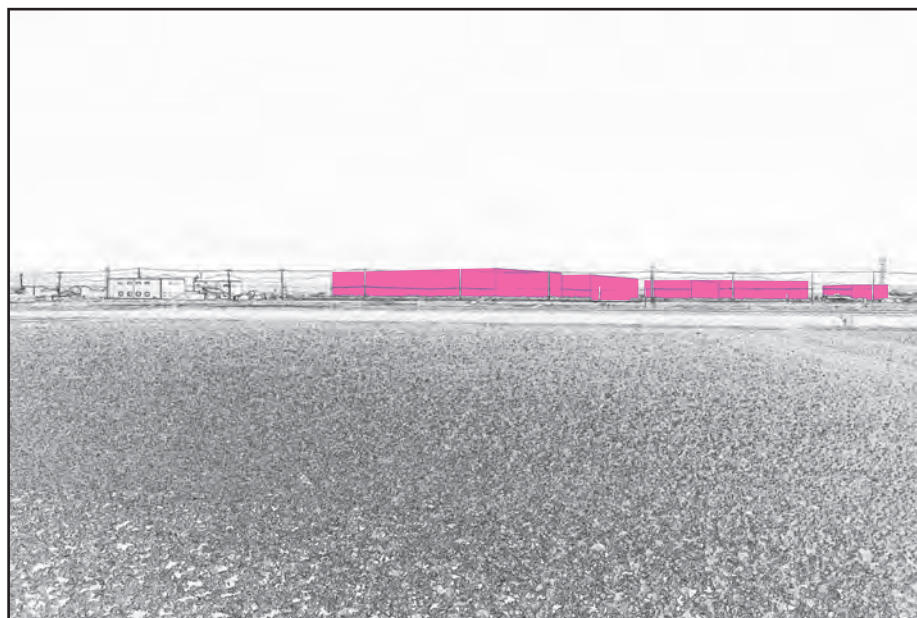


■ : 計画地内の建物

写真10.11.2-5 眺望点No.5(平沼付近水田④)



〈予測(冬)〉



■ :計画地内の建物

写真10.11.2-6 眺望点No.6(平沼付近水田⑤)



〈予測(冬)〉

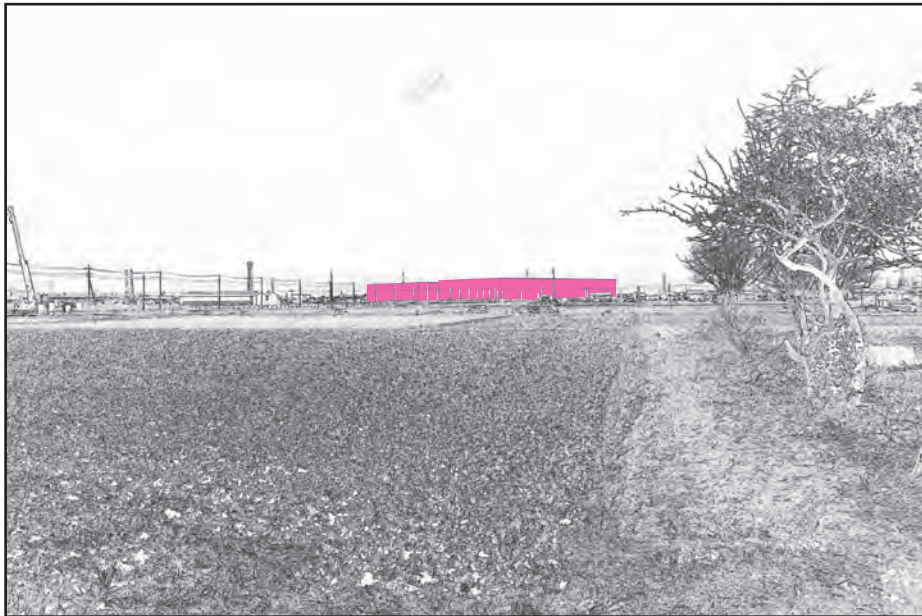


■ : 計画地内の建物

写真10.11.2-7 眺望点No.7(桜並木の道付近)



〈予測(冬)〉

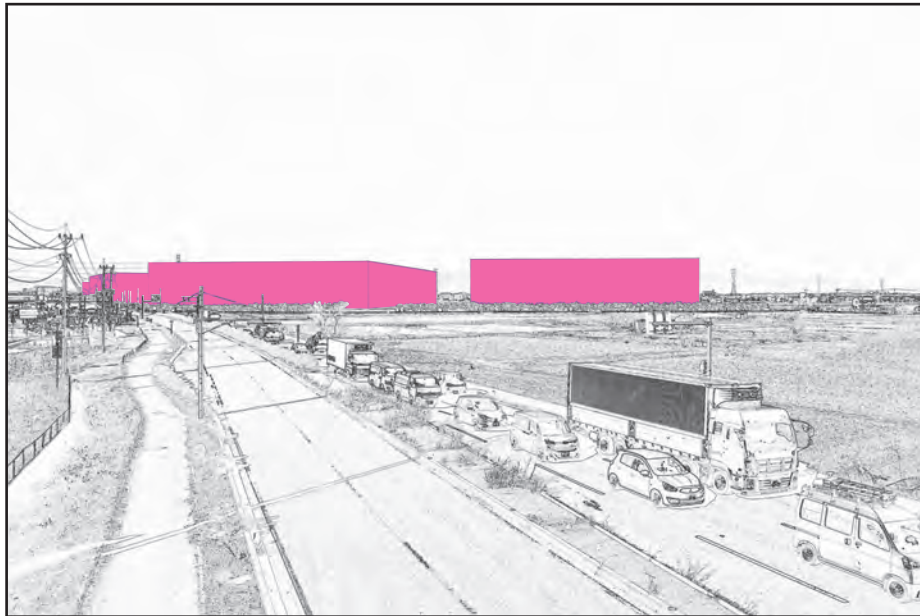


■ : 計画地内の建物

写真10.11.2-8 眺望点No.8(伊草付近水田)



〈予測(冬)〉

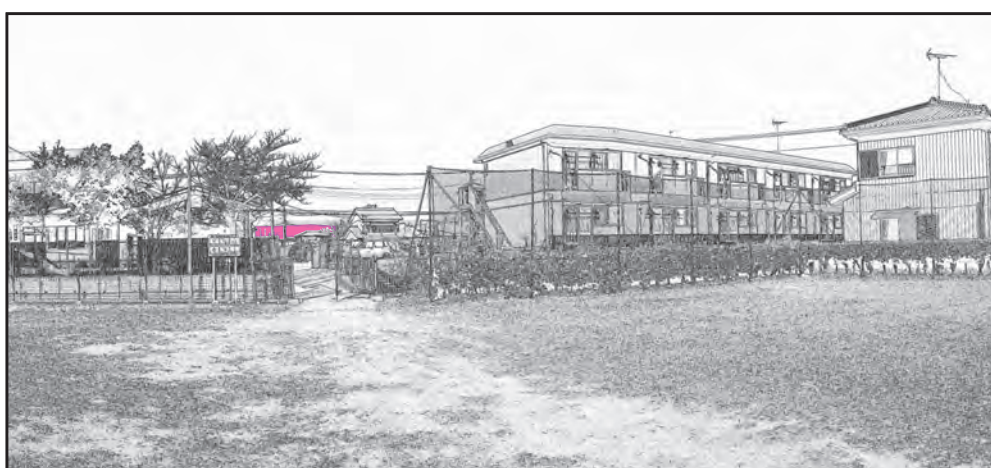


■ : 計画地内の建物

写真10.11.2-9 眺望点No.9(一般国道254号川島町上井草歩道橋)



〈予測(冬)〉



■ : 計画地内の建物

写真10.11.2-10 眺望点No.10(上伊草公園)



〈予測(冬)〉

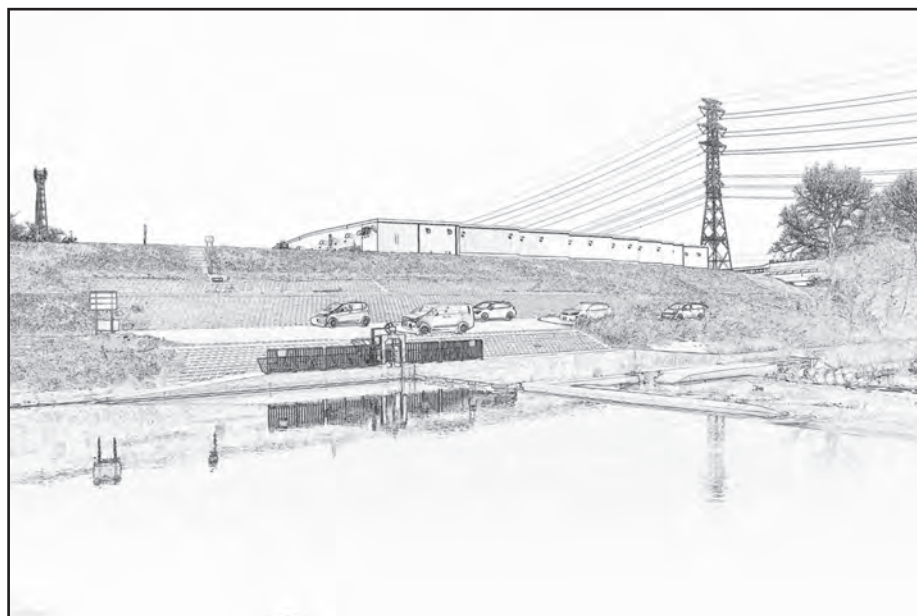


■ :計画地内の建物

写真10.11.2-11 眺望点No.11(越辺川道場橋)



〈予測(冬)〉



注) 計画地内の建物は視認されない。

写真10.11.2-12 眺望点No.12(越辺川八幡橋)



〈予測(冬)〉



注) 計画地内の建物は視認されない。

写真10.11.2-13 眺望点No.13(かわじま公園)



〈予測(冬)〉



■ : 計画地内の建物

写真10.11.2-14 眺望点No.14(吹塚付近水田)

### 10.11.3 評価

#### (1) 評価方法

##### ① 回避低減の観点

造成地・施設の存在に伴う眺望景観への影響が事業者により実行可能な範囲内のできる限り回避され、または低減されているかどうかを明らかにした。

##### ② 基準、目標等との整合の観点

表 10.11.3-1 に示す整合を図るべき基準等と予測結果との比較を行い、整合が図られているかどうかを明らかにした。

表 10.11.3-1 造成地・施設の存在に伴う眺望景観に関わる整合を図るべき基準等

項目	整合を図るべき基準
「埼玉県景観計画」(令和 7 年 7 月、埼玉県)	<p>(2)景観形成基準(ア配慮事項)</p> <p>(ア)遠景～中景(広域景観の中でのあり方)</p> <p>a 広域的な観点から景観上の特性を踏まえ、地域の景観に与える影響に留意すること。</p> <p>b 山の稜線や神社仏閣などの地域の優れた眺望を大切に、道路その他の公共の場所における視点場からの眺望の保全に配慮すること。</p> <p>(イ)中景～近景(周辺景観の中でのあり方)</p> <p>a 建築物の外壁や物件の堆積の遮蔽物など、外観を構成するものは、周辺の景観と調和した素材や色彩とすること。また、外観を構成するものに照明を行う場合は、周辺の景観と調和した光色等とすること。</p> <p>b 建築物等の大きさは、周辺の景観との連続性に配慮し、圧迫感を生じないようにすること。</p> <p>c 建築物等の形態は、周辺のまち並みや建築物の形態と調和した形態とすること。外観を構成するものは、周辺の景観との連続性に配慮し、位置をそろえること。</p> <p>(ウ)建築物等のデザイン</p> <p>a 外壁など外観を構成するものは、原色に近い色彩や点滅する照明はさけること。多色使い又はアクセント色の使用に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。</p> <p>d 敷地内には、県産植木類等、地域の景観に調和した樹種を植栽すること。それらは道路等の公共空間に面する部分に植栽すること。</p>
川島町都市計画マスタープラン(令和 4 年 3 月、川島町)	<p>ふるさと景観の保全・形成の方針</p> <p>(1) 基本的な考え方 川島インターチェン周辺の都市的土地利用への転換にあたっては、秩序ある景観の創出を目指す。</p> <p>(2) 施策推進の方向</p> <p>②市街地における景観づくり 住宅市街地・産業地においては、統一的な街並みが維持・形成されるように、高さや意匠などへの配慮、敷地内の緑化などを促進する。 川島インターチェンジ周辺における都市的土地利用への転換にあたっては、地区計画制度の活用などにより、周辺環境と調和した景観形成を図る。</p>

## (2) 評価結果

### ① 回避・低減の観点

造成地・施設の存在に伴う景観資源及び主要な眺望景観については、以下の措置を講ずることで、周辺環境への影響の回避・低減に努める。

- ・ 景観への影響が低減されるよう「川島インターチェンジ南側地区地区計画」の中で、建築物等の高さ及び壁面の位置の制限等について規定を定める。
- ・ 供用後の進出企業に対し、埼玉県の景観計画における景観形成基準を遵守するよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導する。
- ・ 供用後の進出企業に対して周辺民家等との距離への配慮や地域景観の変化を踏まえ、建物設計の際には、景観に配慮し、制限高さに限らず、可能な限り高さを抑えることや圧迫感等を抑える建物形状、配置等を検討するよう働きかけていく。

したがって、本事業の実施に伴う主要な眺望景観への影響は、実行可能な範囲内のできる限り回避・低減されているものと評価する。

### ② 基準、目標等との整合の観点

供用時の景観は、特に東側及び南側の地点においては直近であるため計画建物が出現する等、一部、景観眺望に変化が生じる地点があるが、各企業用地の敷地境界外周部に緩衝緑地帯を設置し、圧迫感の低減に努めるほか、各進出企業に対して、景観形成基準の遵守や、周囲の環境と調和する色彩を採用するなど、景観への影響の緩和に努めるよう指導することにより建物による圧迫感を緩和し、周辺環境との調和が図られるものと予測する。

したがって、本事業の実施に伴う景観の予測結果は、表 10.11.3-1 に示す整合を図るべき基準等との整合は図られているものと評価する。

